

- 5。 児童ホーム・こどもクラブにおいて、濃厚接触者が確認された場合は、その濃厚接触者は感染者との最終接触日の翌日から10日間自宅待機としたうえで、同所の臨時休業の措置は特段行いません。
- 6 上記の取扱いを原則とする中で、それぞれの状況に応じて、臨機応変な対応に努めるものとします。
- 3 濃厚接触者について  
濃厚接触者に特定された者は、上記のとおり感染者との最終接触日の翌日から10日間自宅待機となりますが、症状がある場合又は重症化リスクを持つ幼児児童生徒については、「発熱等診療・検査医療機関」で受診していただきますようお願いします。
- 4 休業期間中の学習について  
休業期間中は、タブレット等を活用して、学習機会の確保を図るものとします。
- 5 休業の取扱いの変更時期  
上記変更後の取扱いについては、令和4年1月24日(月)から適用するものとします。  
以 上

【各お問い合わせ先】

|                    |              |              |
|--------------------|--------------|--------------|
| 感染予防に関すること         | 保健体育課        | 06-4950-5677 |
| 市立小中学校の運営に関すること    | 学校教育課        | 06-4950-5685 |
| 市立幼稚園の運営に関すること     | 幼稚園・高校企画推進担当 | 06-4950-5665 |
| 市立高校の運営に関すること      | 幼稚園・高校企画推進担当 | 06-4950-5665 |
| 市立特別支援学校の運営に関すること  | 特別支援教育担当     | 06-6423-2553 |
| 障害のある児童生徒に関すること    | 特別支援教育担当     | 06-6423-2553 |
| 小学校給食に関すること        | 学校給食課        | 06-4950-5675 |
| 中学校給食に関すること        | 学校給食センター     | 06-6491-8390 |
| 生徒指導相談に関すること       | いじめ防止生徒指導担当  | 06-4950-5787 |
| 教育相談に関すること         | こども教育支援課     | 06-6409-4995 |
| 部活動に関すること          | 保健体育課        | 06-4950-5677 |
| 児童ホーム・こどもクラブに関すること | 児童課          | 06-6489-6936 |